

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
(容器包装リサイクル法)」に基づく

いわき市分別収集計画（第 11 期）

目 次

1	計画策定の意義.....	1
2	計画の基本的方向.....	2
3	計画期間.....	2
4	対象品目.....	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）..	3
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号） ..	4
7	分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号） ..	9
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号） ..	10
9	分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	12
10	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号） ...	13
11	容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項.....	14

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要があります。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要です。

現在、本市の廃棄物処理施設の残余容量の老朽化、特に北部清掃センターは稼働から45年が経過していることから、施設更新に向けた活動が急務となっております。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものです。

併せて、プラスチック資源循環法に基づき、製品プラスチックの分別収集及びリサイクルを容器包装廃棄物と一体的に推進します。本計画の推進により、容器包装廃棄物や製品プラスチックの3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものであります。

2 計画の基本的方向

本計画では、将来にわたる廃棄物の適正な処理の確保と再生資源の利用を通じた資源の有効利用を図るため、次に示す基本方針のもと、製品プラスチックの分別収集や容器包装廃棄物のリサイクル推進を図っていくものです。

- 容器包装廃棄物の発生・排出抑制、再使用及び再生利用の取組みを推進することにより循環型社会の構築をめざします。
- 市民、事業者、行政の適正な役割分担と協働の仕組みづくりにより取組みを促進します。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直します。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール製容器、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とします。また、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックを分別収集の対象とします。

5 各年度における容器包装廃棄物、及び製品プラスチックの排出量の見込み (法第8条第2項第1号)

本市から排出される容器包装廃棄物、及び製品プラスチックの見込みは、表1のとおりです。

なお、参考に各品目の内訳を表2に示しました。

※ これらの見込み量は、令和6年度までの排出量の実績値と一般廃棄物（ごみ）処理基本計画における排出量予測を基に算出しています。

表1 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み（総量）
(単位：トン)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	6,957	6,646	6,340	6,041	5,752
製品プラスチック	701	700	698	696	694

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出を抑制するため、次の方策を実施します。

(1) 住民への普及、啓発活動

ア 啓発冊子等の作成（開始時期を時系列に並び替え）

施 策	具体的な内容
小学4年生向け副読本の作成・公開	・開始時期 平成6年度（令和6年度よりデジタル版に変更） ・実施方法 児童期からのごみ減量化意識の啓発と本市のごみ処理の現状についての理解を図るため、小学4年生を対象とした副読本「ごみのおはなし」を作成・公開する。
事業者向け啓発パンフレットの作成、配布	・開始時期 平成10年度 ・実施方法 事業系廃棄物の減量及び適正処理について理解と協力を求めるため、事業者向けごみ適正処理啓発パンフレットを作成し、配布する。
市ホームページによる啓発	・開始時期 平成14年度 ・実施方法 本市のごみ処理の現状、ごみの出し方、ごみ減量とリサイクルの重要性等について市ホームページへ掲載することにより、ごみ減量やリサイクルについて意識の醸成を図る。
分別ハンドブックの作成、配布	・開始時期 平成14年度 ・実施方法 ごみの分別の仕方について市民周知を図るため、ごみ分別分別品目の詳細をまとめた冊子「家庭ごみの分け方出し方ハンドブック」を作成し、希望者と本市の転入者に配布する。 （大幅改定を行った平成23年度及び平成27年度は全戸配布している）
広報紙・回覧による啓発	・実施方法 ごみの分別の仕方について市民周知を図るため、随時掲載又は発行し配布する。

施 策	具体的な内容
ごみ分別アプリの配信	・開始時期 平成 29 年度 ・実施方法 スマートフォン等を市民の情報入手手段の一つとして活用し、ごみの分別方法や収集日等がいつでも簡単に確認できる専用アプリケーションを配信することで、市民の利便性の向上と、さらなる適正分別とごみの減量化を図る。
ごみ分別チャットボットの配信	・開始時期 令和 6 年度 ・実施方法 パソコンやスマートフォンからごみ分別方法等をいつでも簡単に確認できるチャットボットを配信することで、市民の利便性の向上と、ごみの更なる適正分別と減量化を図る。 いわき市公式ホームページ内のいわき市 A I チャットボットからごみ分別チャットボットを選択でき、アプリ登録をしなくても利用することが可能。

イ イベント等の開催（開始時期を時系列に並び替え）

施 策	具体的な内容
イベント参加による啓発	・開始時期 平成 5 年度 ・実施方法 市が主催するイベント等の会場でごみ減量・リサイクルに関する啓発を行い、ごみの減量とリサイクルについて意識の醸成を図る。
ごみ減量キャラクター「クリンピー」を活用した啓発	・開始時期 平成 7 年度 ・実施方法 ごみ減量化やリサイクルへの市民の理解と協力を促進するため、一般公募によりマスコットキャラクターを設定した。 同キャラクターの各種啓発冊子等への掲載など、様々な機会を通じて活用し、ごみ減量化の意識の浸透を図る。
市役所出前講座 （子供向け・大人向け）	・開始時期 平成 8 年度 ・実施方法 容器包装廃棄物の分別収集の方法について、市役所職員と市民のグループとが意見交換をし、市民の分別収集に対する理解を深めるとともに、市の施策検討の参考とする。

ウ リサイクルプラザクリンピーの家における啓発事業

施 策	具体的な内容
リサイクル教室	・ 開始時期 平成 9 年度 ・ 実施方法 リサイクルプラザクリンピーの家において、「ペットボトル」、「牛乳パック」、「アルミ缶」等のリサイクル工芸教室を開催し、ごみ減量・リサイクルに対する市民の関心を高める。
修理再生品提供	・ 開始時期 平成 9 年度 ・ 実施方法 リサイクルプラザクリンピーの家において修理した自転車や家具などを定期的に市民に提供し、耐久消費財の長期使用の意識醸成につなげる。
見学・視察	・ 開始時期 平成 9 年度 ・ 実施方法 リサイクルプラザクリンピーの家において、資源選別の様子の見学やリサイクルの仕組みを解説することにより、ごみの分別や減量化・リサイクルなどに関する知識や関心を高める。

(2) 制度の導入

施 策	具体的な内容
家庭用生ごみ処理機等 購入費補助制度	・ 開始時期 コンポスト容器・密閉型容器：平成 5 年度 生ごみ処理機：平成 10 年度 ・ 実施方法 生ごみ処理機等の購入費用の補助を行い、生ごみの自家処理を促進するとともに、ごみの排出抑制についての意識の高揚を図る。
事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する指導事業	・ 開始時期 平成 17 年度 ・ 実施方法 事業用大規模建築物の所有者等に対し、一般廃棄物の排出抑制、再利用、適正処理等の促進について指導及び助言を行い、事業系一般廃棄物の減量及び適正処理の推進を図る。

レジ袋の削減	・開始時期 平成 20 年度 ・実施方法 市内のスーパー等とレジ袋削減に向けた取り組みに関する協定を締結し、レジ袋の無料配布の中止(有料化)を実施する。
--------	---

(3) 市民・事業者・市の協働による取組み

施 策	具体的な内容
いわき市廃棄物減量等 推進審議会の設置	・ 設置時期 平成 5 年度 ・ 実施方法 本市の実情にあったごみ減量化を進めるための有効な方策等について提言を行うために設置する審議会で分別内容等について審議し、市民のコンセンサスを形成する。
事業系ごみ減量化に係る意 見交換会の開催	・ 開始時期 平成 6 年度 ・ 実施方法 レジ袋の削減等、ごみ減量化へ向けて、各主体が連携して取り組む仕組みを構築するため、小売業者等の関係者との意見交換の場を設ける。
自主的な 3 R の取組みへの 支援	・ 開始時期 平成 16 年度 ・ 実施方法 NPO 法人などによる自主的な 3 R の取組みに対して、側面からの支援を行う。

7 分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定めます。
なお、市民の協力度、当市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表中欄のとおりとします。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	開始年月
主としてスチール製の容器	かん類・ペットボトル	平成9年7月
主としてアルミ製の容器		
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのも（ペットボトル）		
主としてガラス製の容器 （無色のガラス製容器）	びん類	平成9年7月
主としてガラス製の容器 （茶色のガラス製容器）		
主としてガラス製の容器 （その他の色のガラス製容器）		
主として紙製の容器であって、飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック	平成9年7月
主として段ボール製の容器	段ボール	平成9年7月
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	その他の紙	平成14年6月
主としてプラスチック製の容器包装であって上記（ペットボトル）以外のもの	容器包装プラスチック	平成14年6月
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの	製品プラスチック	平成23年1月

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み(法第8条第2項第4号)

当市における特定分別基準適合物等の回収量の見込みは、以下のとおりです。

【特定分別基準適合物等の回収量の見込み】

(単位：トン)

容器包装廃棄物の種類		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
主としてスチール製の容器		210	194	179	164	150
主としてアルミ製の容器		431	399	368	337	307
無色の ガラス製容器	合 計	453	424	396	370	346
	引渡量	453	424	396	370	346
	独自処理量	0	0	0	0	0
茶色の ガラス製容器	合 計	762	713	666	622	582
	引渡量	762	713	666	622	582
	独自処理量	0	0	0	0	0
その他の色の ガラス製容器	合 計	278	260	243	227	212
	引渡量	278	260	243	227	212
	独自処理量	0	0	0	0	0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		12	12	11	10	9
主として段ボール製の容器		1,344	1,254	1,165	1,075	985
主として紙製の容器包装 であって上記以外のもの	合 計	102	96	89	82	75
	引渡量	0	0	0	0	0
	独自処理量	102	96	89	82	75
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの（ペットボトル）	合 計	888	822	757	694	632
	引渡量	0	0	0	0	0
	独自処理量	888	822	757	694	632
主としてプラスチック製の容器であって上記（ペットボトル）以外のもの	合 計	2,477	2,472	2,466	2,460	2,454
	引渡量	2,477	2,472	2,466	2,460	2,454
	独自処理量	0	0	0	0	0
製品プラスチック（資源循環法に基づく分別対象物）	合 計	701	700	698	696	694
	引渡量	0	0	0	0	0
	独自処理量	701	700	698	696	694
合 計		7,658	7,346	7,038	6,737	6,446

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法

下図のごみ排出量の将来予測フローに示すごみ排出量の将来予測フローに従い、過去5年間の実績を基に収集・運搬、分別区分、処理区分のシステムが継続した場合のごみの排出量は、基本的には下表に示す数式モデルを用いて予測しています。

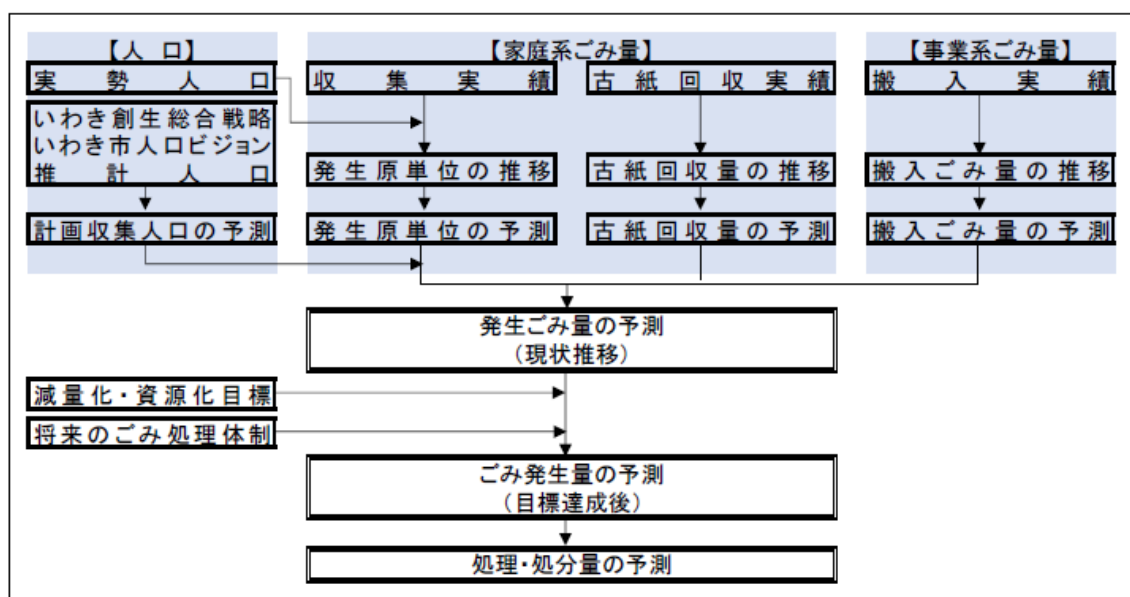


図.ごみ排出量の将来予測フロー

①直線式 $y=ax+b$ グラフにおいて過去の推移の点、n 番目と n+1 番目間の差の総和を平均した傾きを持つ直線。 ②2 次関数 $y=ax^2+bx+c$ 「x^2」を含む関数で、放物線を描く曲線。 ③逆数 $y=a/x+b$ 経年的に増加又は減少し、無限年後に定数 b に達する曲線。 ④平方根 $y=a\sqrt{x}+b$ 経年的に増加又は減少する曲線であり、その速度は減少していくが、無限年後にも飽和に達しない曲線。 ⑤対数 $y=a\log(x)+b$ 経年的に増加又は減少する曲線であり、その速度は減少していくが、無限年後にも飽和に達しない曲線。	⑥べき乗 $y=bx^a$ 徐々に増減率が大きくなっていく式であるが、推計式に特性上、実績値が減少傾向となっている場合には推計結果が得られないことがある。 ⑦指数 $y=ba^x$ 一定の割合 (係数 a) で増加又は減少する曲線である。過去のデータが等比級数的な傾向の時にあてはめると結果が良いと言われているが、発展性の強い都市以外では、推定値が大きく異なることがある。 ⑧修正指数 $y=K-ba^x$ 一定の割合 (係数 a) で定数 K に近づき、無限年後 K に達する曲線。 ⑨ ロジスティック曲線 $y=K/(1+b\exp(-ax))$ 経過の初期の間は増加速度が増加し、中間で増加速度が最大になり、以後は増加速度が減少し、無限年後に定数 K に達する曲線。変曲点を中心に左右対称となる。 ⑩ ゴンペルツ曲線 $y=Kb^a(a^x)$ ロジスティック曲線と似たように S 字型の曲線で、時間 x が経つにつれ、増加が止まり一定値 K に漸近する曲線。対称性はない。
--	--

ただし、x は予測年度、y は予測値、a、b は実績値から求められる定数である。

表. 予測に用いる数式モデル

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

当市の収集・運搬段階、選別・保管段階における分別収集の区分ごとの実施者は以下のとおりです。（紙パック、段ボール、紙箱・紙袋・包装紙については、古紙回収事業協同組合が回収しています。）

【当市における分別収集の区分ごとの実施主体】

容器包装廃棄物の種類	収集に係る 分別区分	収集・運搬段階	選別・保管段階
主としてスチール製の容器	かん類・ ペットボトル	委託業者による 定期収集	市
主としてアルミ製の容器			
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの（ペットボトル）			
無色のガラス製容器	びん類	委託業者による 定期収集	市
茶色のガラス製容器			
その他の色のガラス製容器			
主として紙製の容器であって飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック	行政区等と古紙組合による定期回収	民間業者
主として段ボール製の容器	段ボール	行政区等と古紙組合による定期回収	民間業者
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	その他の紙	行政区等と古紙組合による定期回収	民間業者
主としてプラスチック製の容器であって上記（ペットボトル）以外のもの	容器包装 プラスチック	委託業者による 定期収集	市
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの	製品プラスチック	委託業者による 定期収集	市

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

かん類・ペットボトル、びん類、容器包装プラスチックについては、リサイクルプラザで選別、圧縮、保管するため、当面、施設の整備等を実施する予定はありません。プラスチック資源循環法に基づき分別収集する製品プラスチックについては、市が委託する事業者が定期収集し、直接リサイクル事業者に引き渡されるため施設を要しません。

段ボール、紙パック、紙箱・紙袋・包装紙については、行政区等が排出したものを古紙回収業者が収集、選別・保管し、製紙原料として市内の製紙工場に引き渡されるため、施設を要しません。

12 容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

施 策	具体的な内容
違反ごみステッカーの貼付及び取り残しの実施	・開始時期：昭和 56 年度 ・実施方法 ごみの適正排出、適正分別の徹底を図るため、違反内容を明示した違反ごみステッカーを貼付し、取り残しを実施する。
ごみ質組成分析の実施	・開始時期：平成 11 年度 ・実施方法 分別収集方法の検討のための資料収集や分別の徹底度を測るため、市が処理するごみの組成分析を実施する。
再利用可能物の清掃センターへの搬入規制	・開始時期 事業系古紙(一部)：平成 18 年度 事業系古紙(全部)：平成 19 年度 事業系木製パレット：平成 20 年度 家庭系古紙(全部)、事業系木くず：平成 21 年度 ・実施方法 再利用可能な可燃ごみについて、市処理施設への搬入を規制し、民間処理施設での資源化を促進する。
一般廃棄物ゼロ・エミッション化事業	・開始時期：平成 18 年度 ・実施方法 埋立処分量の極小化を図るため、可燃残渣、不燃残渣などの資源化を検討・実施する。
収集区分・収集頻度の見直し	・開始時期：随時実施 ・実施方法 容器包装廃棄物を含む資源ごみの分別徹底やごみの減量化を目的として、市民の分別排出の利便性やコスト等を比較考慮しながら、収集区分・収集頻度を見直す。
適正な再商品化等処理の確認等	・実施方法 分別基準適合物を公益財団法人日本容器包装リサイクル協会以外に引き渡す場合、再商品化事業者の選定に当たっては、対象事業者を再商品化事業者として同協会に登録している事業者に限ることとし、また、処理の状況についても目視等により確認する。 また、処理に関し確認された事項や再商品化により得られた製品等に関する事項を、広報紙等により市民に公表する。
事業所から排出される缶・びん・ペットボトル・プラスチック製容器包装の区分の見直し	・開始時期：平成 25 年度（平成 23 年度～移行期間） ・実施方法 従業員の飲食に伴って排出されるかん・びん・ペットボトル・容器包装プラスチックについて、これまで一般廃棄物として処理していたものを、産業廃棄物として処理することとした。